

開催日時	平成24年4月10日(火) 午後1時30分～	開催場所	ANAクラウンプラザホテル 長崎グラバーヒル
------	---------------------------	------	---------------------------

「健康ながさき！がんばらんば共同宣言」で、

職場健診の「受診率の向上」「有所見率の改善」をアピール。

概要

長崎県民の生活習慣を改善し、高血圧や脂質異常症、糖尿病などの有病者・予備軍の減少を目的として、平成20年度から特定健診制度が導入されています。この受診を通じて広く県民の健康増進を図るため、県内すべての医療保険者と健診関係者が共同して「ながさき健康づくり運動」に取り組むこととなり、今般、長崎県福祉保健部の主導により、標記の「共同宣言」が4月10日に開催されました。

長崎市長の趣旨説明及び基調講演(平戸市民病院長)のあと、長崎県医師会長らとともに、中原長崎労働局長からも次頁のとおり活動方針の説明がなされ、県知事の共同宣言にて閉会しました。

なお、「県内労働者の定期健康診断結果」は下段のとおりですが、有所見率が全国に比べ6ポイントも高いことから、事業主の方は毎年確実に健康診断を実施するとともに、保健指導などへの積極的な取組をお願いします。



県内労働者の定期健康診断結果について

平成23年における定期健康診断の有所見率は次のとおりです。

有所見率		長 崎	全 国
全 体		58.7%	52.7%
健 診 項 目 別	血中脂質	36.6%	32.2%
	血 圧	19.9%	14.5%
	肝機能検査	17.6%	15.6%
	心電図検査	13.6%	9.7%
	血糖検査	13.4%	10.4%

都道府県別では、長崎は下から6番目(沖縄、福井、秋田、山形、高知に次ぐ)。(本統計は、規模50名以上事業場提出の「定期健康診断結果報告書」による)

長崎労働局長による活動方針の報告（平成24年4月10日）

本日、ここに「健康ながさき！がんばらんば共同宣言」が行われますことは誠に意義深いものであり、御尽力された方々に心より敬意を表し、感謝申し上げたいと思います。

私ども長崎労働局や県内の労働基準監督署といたしましても、ご参集の皆様方と連携させていただき、県内で働く労働者の方々の健康の保持・増進の観点から、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

さて、労働安全衛生法に基づき、事業主には、職場において、常時雇用する労働者に健康診断を定期に実施するとともに、検診結果に基づき、異常所見者について医師から意見を聴取するなどの事後措置を講じる義務があります。特定健康診査が導入された平成20年度には、脂質異常症、高血圧、糖尿病など脳・心臓疾患につながる所見を有する労働者が増加していることを背景に、検診項目の充実が図られたところです。

さらに、事業主は、労働生活の全期間を通じて、継続的、かつ、計画的に心身両面にわたる積極的な健康保持増進対策を図るよう努めることとされております。

昨年（平成23年）における県内で働く約12万2千人の労働者に係る定期健康診断結果をみますと、何らかの所見を有する方の割合は58.7%、6割近くに何らかの所見があることが判明しております。これは、全国と比べて6ポイント高く、42番目の水準であり、早急な改善が求められる状況にあります。

このような中で、県内の労働者の健康づくりについては、「受診率の向上」、そして「有所見率の改善」が大きな課題となると考えられます。

「受診率の向上」については、残念ながら、小規模事業場においてはなお法令に反して健康診断が未実施となっているところも存在しますので、労働基準監督署による監督指導をはじめあらゆる機会を通じて、健康管理の重要性を指導し、実施の徹底を図ってまいりたいと考えています。

また、労災保険制度においては、一次健康診断結果から異常の所見ありと判断された場合には、一定の条件の下に、二次健康診断を無料で受けることができますので、積極的なご活用をお願いしたいと思います。

一方、「有所見率の改善」については、生活習慣病に係るものが多数を占める中で、労働者に対する保健指導や健康教育などの対策について、事業主の方々にご理解をいただきつつ、積極的な取組を図ってまいりたいと考えています。

これら取組を通じ、厚生労働省長崎労働局と県内の労働基準監督署におきましては、本日ご参集の皆様方と共同で、「健康ながさき！」の実現を目指してまいりたいと考えています。どうぞよろしくお願い申し上げます。